

第3期岡山市第一・第二農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年4月1日

岡山市第一農業委員会

岡山市第二農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、岡山市の農業委員会は平成29年7月20日から新制度に移行した。

改正法では、従来からの法令業務に加え「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会において最も重要な必須事務として位置づけられ、担い手への農地集積や遊休農地解消等の積極的な取組みが強く求められている。

特に、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

本市の農業委員会においては、新体制の下、地域の農業・農業者の実情と特性をしっかりと把握し、地域の農業者や農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が一体となって、円滑な移行と体制強化に取り組むとともに、「遊休農地の発生防止・解消対策の強化」、「優良農地確保のための農地制度の適正執行の推進」、「担い手の確保・育成と担い手への農地利用集積・集約化の推進」、「地域における意見の汲み上げや集落内の話し合い活動等の展開」等の課題解決を中心に、実践活動を積極的に展開するための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「岡山市都市ビジョン 新・岡山市総合計画」（平成21年3月）、「岡山市第六次総合計画 長期構想 未来へ躍動する桃太郎のまち岡山」（平成28年3月）〔平成28年度から平成37年度までの10年間計画〕及び「岡山市農林水産振興アクションプラン」（平成29年3月）〔平成28年度を初年度とする向こう5年間の前期中期計画〕並びに〔令和3年度を初年度とする向こう5年間の後期中期計画〕（令和3年6月）に基づき、令和7年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

これに加えて、改正基盤法第5条第1項に規定する岡山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する岡山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な

目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

よって、本指針は令和5年度から令和7年度までの指針を定めるものとする。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」及び「事業計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B) (B分類を除く)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	16,520ha	70ha	0.42%
3年後の目標 (令和7年3月)	16,361ha	40ha	0.24%
目 標 (令和8年3月)	16,308ha	30ha	0.18%

注1：(A)現状の農地面積は、農家台帳面積、3年後・目標の農地面積は、過去3年の転用実績（平均△53ha/年）に基づく推定面積。

注2：(B)現状の遊休農地面積は、B分類を除いた面積、3年後・目標の遊休農地面積は、岡山市耕作放棄地対策協議会の解消目標（10ha/年）に基づく推定面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア. 各委員会において、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規程による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、

利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

イ．利用意向調査結果による、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ．利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構の貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査により、再生利用が困難と区分された農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 遊休農地の再生事業（ハンマーナイフモアアの活用）

岡山市耕作放棄地対策協議会を設立運営し、導入済みの草刈り機（ハンマーナイフモアア）を有効活用することで、各委員が農地の再生作業を行い、農業者の農業再開を支援する。

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	13,180 ha	5,352 ha	40.6%
3年後の目標 (令和7年3月)	13,099 ha	6,534 ha	49.9%
目 標 (令和8年3月)	13,072 ha	6,928 ha	53.0%

注1：(A) 農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積、3年後・目標は、過去3年の転用面積(平均△53ha/年)に基づく推定面積。

注2：(B) 3年後の集積面積は、「岡山市農林水産振興アクションプラン」の評価指標の集積率に基づく推定面積、目標の集積面積は、「岡山市都市ビジョン」の成果指標、令和4年度「活動計画」に基づく面積。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	認定農業者	認定新規就農者
現 状 (令和4年3月)	8,498戸 (600戸)	607経営体	33経営体
3年後の目標 (令和7年3月)	7,241戸 (465戸)	720経営体	40経営体
目 標 (令和8年3月)	6,822戸 (420戸)	720経営体	40経営体

注1：現状の総農家数(うち、主業農家数)は、2020年農林業センサスの数値、3年後・目標の総農家数は、2010年、2015年、2020年農林業センサスの数値に基づく推定農家数。(総農家数△4,193戸/10年、主業農家数△452戸/10年)。

注2：3年後・目標の認定農業者数は「岡山市都市ビジョン」の成果指標による目標数、新規就農者数は、「岡山市農林水産振興アクションプラン」の評価指標に基づく各年度の目標数。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

本市の農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

本市の農業委員会は、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、県内各市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を進める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、関係部局と調整しながら、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和4年3月)	31 経営体	15.5 ha
3年後の目標 (令和7年3月)	40 経営体	20 ha
目 標 (令和8年3月)	40 経営体	20 ha

注1：3年後・目標の新規参入者数は、「岡山市農林水産振興アクションプラン」の評価指標に基づく各年度の目標数。

注2：新規参入者取得面積は、1経営体×50aで積算した面積。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

新規就農フェア等に参加している、市、農業委員会ネットワーク機構等と連携し、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構など関連機関と協力して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入についての相談業務を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

岡山市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、岡山市第一・第二農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力